

照会日確認書
暫定未確認 (TNC)
(社会保障省 (SSA) および米国国土安全保障省暫定未確認 (DHS))

E-Verify 事例照合番号 :

2018064194603WZ

被雇用者の氏名 :

Doe, John

あなたの雇用者は、あなたが暫定未確認 (TNC) に異議を申し立てることを決断した後に、E-Verify 事例を SSA および DHS に照会しました。本文書はあなたの事例が SSA および DHS に照会されたことを確認するものです。

すべきこと

連邦政府 8 就業日以内まで (2018 年 3 月 15 日) (MM/DD/YYYY) に SSA 現地出張所を訪問して DHS まで連絡し、TNC の解決を開始してください。雇用者から E-Verify 追加措置通知を受け取っていない場合、ただちに雇用者に連絡し、通知を入手してください。

E-Verify 追加措置通知には、E-Verify 事例および SSA へ訪問し DHS へ問い合わせる際に必要な書類についての情報が記載されています。SSA 現地出張所を訪問し DHS に問い合わせる際は、E-Verify 追加措置通知が手元にある必要があります。

連邦政府 8 就業日以内 (2018 年 3 月 15 日) (MM/DD/YYYY) までに措置をとらない場合、未確認確定 (Final Nonconfirmation) が発行され、雇用者はあなたを解雇する場合があります。雇用者は、あなたが TNC に異議を申し立てることを許可する必要があります。雇用者はあなたが TNC に異議を申し立て、E-Verify の事例が待機中である際に、DHS TNC を理由にあなたに反対しないものとします。

詳細情報

質問がある場合は、E-Verify まで電話 : 888-897-7781 (TTY : 877-875-6028) または電子メール : EVERify@dhs.gov でお問い合わせください。英語以外の言語サポートが必要な場合は、E-Verify カスタマー担当者に通訳の手配を頼んでください。プライバシーに関する慣習およびプログラム規則を含む E-Verify の詳細情報は E-Verify ウェブサイト (www.dhs.gov/EVERify) を参照してください。